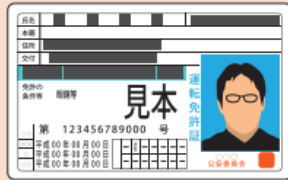


事業復活支援金の申請前に**登録確認機関**から**事前確認**を受ける必要があります。
 一時支援金や月次支援金を受給している方は、**原則、改めて事前確認を受ける必要がありません。**

1 本人確認書類(個人)



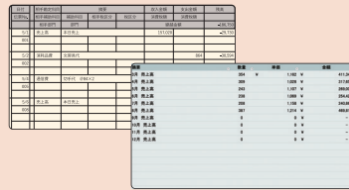
運転免許証等

2 収受日付印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え

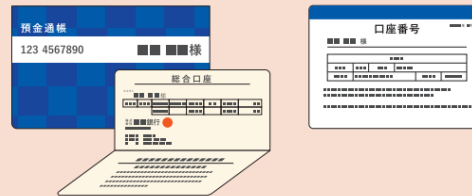


※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。
 ※基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、
 ③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間。
 ※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

3 対象月の売上台帳等



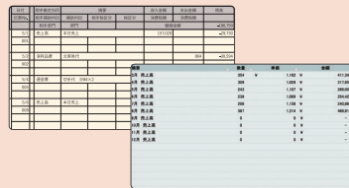
4 振込先の通帳 (通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ)



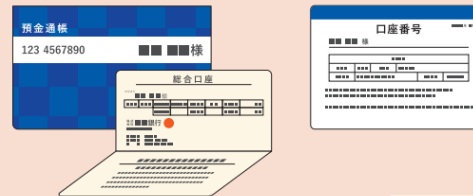
5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書****



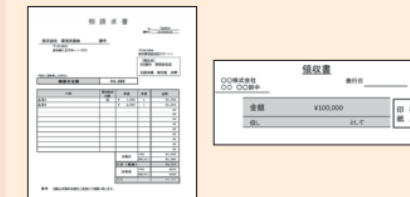
6 基準月の売上台帳等



7 基準月の売上に係る通帳等 (取引が確認できるページ)



8 基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等



※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)が必要です。
 ※書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、複数年月の帳簿書類でも構いません。

※7・8については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書(様式あり)を提出することで代替することができます。

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)および通帳を保存してください。

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。
 ※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます